

但馬空港運営事業を実施することができる民間事業者の選定について

「民間資金法」第8条の規定により但馬空港運営事業（「民活空港運営法」第2条第6項の地方管理空港特定運営事業）を実施することができる民間事業者を以下のとおり選定しました。

- 1 民間事業者の名称 : 但馬空港ターミナル株式会社
- 2 民間事業者の所在地 : 豊岡市岩井字河谷 1598 番地の 34
- 3 選定の理由 : 但馬空港の開港以来、県と密接な連携のもと但馬空港の運営に携わり、保安・安全対策に関する豊富な知識・経験を有していることに加え、空港基本施設等の管理・運用を実施できる体制が整っている。また、関係機関や地元と連携し、集客力の高い企画を実施する等、優れた管理運営を行ってきた実績を有しており、引き続き、安全で確実な空港の管理運営が実施できる。